

# 犯罪被害者等による少年審判の傍聴

## ～少年法の一部を改正する法律案～

法務委員会調査室 ながみね 長嶺 よういち 陽一

### 1. 法案提出の背景・経緯

近年、刑事司法において、犯罪で被害を受けた方やその家族等（以下「被害者等」という。）に対する配慮を求める声が急速に高まり、それに合わせて、立法による制度の創設が進められてきた<sup>1</sup>。

しかしながら、少年司法においては、人格的に未成熟で傷つきやすい少年の情操を保護し、少年時代の非行によって、長い将来にわたって不利益を受けることを回避し、少年の社会復帰を容易に果たさせる等の配慮が求められる。このため、少年事件の審判手続は、刑事裁判の公判と異なり、非公開とされており（少年法 22 条 1 項）、このことから事件の当事者である被害者でさえ、加害者である当該少年の審判内容や、審判の結果についても十分な情報を得ることが困難な状況が続いてきた。

このような中、少年審判の被害者等への情報開示の配慮が立法段階で最初にされたのは、平成 12 年における少年法改正であった<sup>2</sup>。この改正により、被害者による審判記録の閲覧・謄写（同法 5 条の 2）、被害者からの意見聴取（同法 9 条の 2）、被害者に対する少年審判の結果等の通知（同法 31 条の 2）の各制度が創設された<sup>3</sup>。特に、ながみね 長嶺 陽一により、被害者等は、少年の面前で、証人の資格以外で意見を述べる事が可能となったが、意見陳述を認める以上、少年審判への在席、出席を認めてもらいたいとの被害者側の要望は依然として果たされなかった。

ところで、一連の司法制度改革においては、犯罪被害者に関する問題はほとんど取り上げられず、司法制度改革推進本部の下に設置された検討会においても被害者の権利や支援については議論されなかった。このような動向をみて、平成 13 年 7 月、犯罪被害者自身が、その悲惨な状況及び刑事手続における疎外された地位に対する不満を直接首相に訴えた<sup>4</sup>。これらを契機として、議員立法により、平成 16 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」が成立し、平成 17 年 4 月 1 日に施行された。同法の基本理念として、「すべての犯罪被害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」旨の規定が置かれた（同法 3 条 1 項）。さらに、同法の施行を受け、平成 17 年 12 月に、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定された。その中に、「法務省において、平成 12 年の少年法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 142 号）附則第 3 条により、同法施行後 5 年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施すること」という事項が盛り込まれた。

この検討を進めるに当たり、法務省では、犯罪被害者団体、その支援団体の意見、要望聴取のためのヒアリングや、法曹関係者、有識者等との意見交換会を開催した。これらの結果を踏まえ、平成 19 年 11 月 29 日、原則非公開の少年審判のうち殺人等の重大事件に限り、犯罪被害者やその遺族の傍聴を認める制度の導入等につき、法務大臣は法制審議会に諮問した。審議会では、部会（少年法（犯罪被害者関係）部会）を設置して 4 回にわたる会議において諮問事項につき検討を行い<sup>5</sup>、平成 20 年 2 月 13 日の法制審議会（全体会）において答申がされた。その後、立案作業が進められ、「少年法の一部を改正する法律案」が、3 月 7 日に閣議決定され、同日国会に提出された。

## 2．法案の概要

法案は 4 項目からなり、そのうち 3 項目は少年審判の被害者等に対する情報開示に関するものとなっている。

### （1）被害者等による少年審判の傍聴

法案は、被害者等の審判の現場を直接見聞きたいという心情については、犯罪被害者等基本法の趣旨などにかんがみれば十分尊重されるべきものとして、一定の場合に、少年審判の傍聴を認めようとするものである。現行の少年法の枠組は維持しながらも、非公開である少年審判につき被害者等に限り例外的に傍聴を認めようとするものであるため、限定された罪種につき、被害者等の申出があり、家庭裁判所が相当と認めるときに限り許されるものとして、一定の制度的制約を設けたものとなっている。

#### ア 対象犯罪

犯罪少年（14 歳以上 20 歳未満で犯罪を犯した少年、少年法 3 条 1 項 1 号、同法 2 条 1 項）の事件のほか、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年、同法 3 条 1 項 2 号）の事件であっても対象となりえるが、対象犯罪は、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪（殺人、傷害致死等）又は刑法 211 条に規定する業務上過失致死傷等の罪に限られている。なお、傷害事件の場合においては、被害者が「生命に重大な危険を生じさせたとき」に限定されている。この意義につき、法制審議会において事務局側から、被害者が危篤状態に陥った場合など「医療措置を施しても被害者が死に至るような蓋然性が極めて高い状態にあること」と説明されている<sup>6</sup>。そのような状態に陥ったが、審判の時までに傍聴が可能となっていれば、被害者自身も審判の傍聴が可能となる余地がある。

#### イ 傍聴の申出人

少年審判の傍聴の申出ができるのは、「被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」である。

#### ウ 裁判所の許可

被害者等の申出を前提に、「少年の年齢」、「少年の「心身の状態」、「事件の性質」、「審判の状況」、「その他の事情」を考慮して家庭裁判所が相当と認めるときに傍聴を

許すことができるものとされ、傍聴は裁判所の許可が前提となっている。なお、裁判所の傍聴不許可について、被害者等の不服申立てを認める規定は設けられていない。

「その他の事情」としては、被害者等の人数、守秘義務違反のおそれ等が考えられている。

なお、この裁判所の許可については、審判の全部について傍聴を許可するかしないかという権限が裁判所にあることから、事柄の性質上当然に審判の一部について許可することも可能であると解されている<sup>7</sup>。

#### エ 付添い

法案は、審判の傍聴が許された場合に、傍聴者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮して、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当で、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を傍聴者に付き添わせることができるとして、傍聴者に付添人がつくことを認める。条文上、付添人の例示は掲記されていないが、被害者のために支援をしている者、被害者の支援あるいは相談にのって対応している弁護士などが想定されている。

#### オ 傍聴者等の守秘義務等

法案は、少年審判が非公開とされている趣旨から、傍聴者等には守秘義務を課している。守秘義務の範囲は、少年の氏名その他少年の身上に関する事項である。

また、傍聴者等が、審判傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は調査若しくは審判に支障を生じさせることを禁止している。

傍聴者等が、例えば違法なプライバシー侵害を行い、これにより関係人に損害を与えたような場合には、民法 709 条の不法行為が成立する場合があるし、当該関係人の名誉を毀損したような場合には、刑法 230 条の名誉毀損罪が成立する場合もある。その上、再度の傍聴、記録の閲覧・謄写あるいは審判結果の通知といったものが認められなくなる場合が多くなるものと考えられている<sup>8</sup>。

### (2) 被害者等による記録の閲覧及び謄写

少年保護事件の記録の閲覧・謄写については、平成 12 年の改正法により、被害者等から申出があるときは、裁判所が、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であって、少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときに、当該事件の非行事実に係る部分に限り認められてきた。

この制度につき、法案においては、被害者等が事件の内容を知りたいという心情から少年保護事件の記録の閲覧・謄写を希望することは当然のことであって、法律上もその心情は十分に尊重すべきであることから、上記の要件を改め、被害者等については、原則として記録の閲覧・謄写を認め、例外的に閲覧・謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考

慮して相当でないとする場合に限り、閲覧・謄写を認めないこととしている<sup>9</sup>。

また、これまで非行事実に係る部分に限るとしていた閲覧・謄写の対象の要件をはずし、少年の身上・経歴等に関する部分も閲覧・謄写を可能として、その範囲を拡大している。

ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録であるいわゆる「社会記録」(例えば、鑑別結果通知書、学校照会回答書等が編綴)については、典型的に少年や関係者の名誉やプライバシーに相当深く関わる内容を含むものであるとして、閲覧・謄写の対象から除いている。

### (3) 被害者等の申出による意見の聴取

少年保護事件における被害者等の申出による意見聴取は、これまでは、被害者又はその法定代理人のほかは、被害者が死亡した場合においてのみその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から意見を聴取することとなっていた。

法案においては、被害者の心身に重大な故障がある場合においても、配偶者等からその申出により意見を聴取することを可能とし、従来の意見聴取の対象を拡大することとしている。

### (4) 成人の刑事事件の移管等

少年の福祉を害する成人の刑事事件については、家庭裁判所が管轄を有することとされている(少年法 37 条)が、法案においては、これらの事件を、地方裁判所又は簡易裁判所の管轄に移管することとした<sup>10</sup>。同時に、これらの事件を発見した場合の家庭裁判所の通知の義務を規定する同法 38 条の規定を削除することとしている。

## 3. 主な論点

### (1) 少年の萎縮

被害者等に少年審判の傍聴を認めることについては、これにより少年が萎縮し、自らの心情を述べにくくなったり、裁判所においてプライバシーにわたる事項を審判でとりあげにくくなったりして、少年審判における教育的な機能が損なわれるとの問題点の指摘がある。これについては、少年事件は様々であって、常にそのような事態が想定されとも限らないし、裁判所においては、対象事件となっている重大事件の場合には、家庭裁判所調査官による十分な被害調査を前置して、その調査結果を踏まえ、事件ごと、審判期日ごとに、少年の年齢、心情等に配慮し、きめ細かく傍聴の相当性を判断し、裁判所の判断により、審理計画に基づいて審理を行い、場面により被害者等に退席を願うこともできるような制度設計になっているのであるから、そのような指摘は当たらないとの反論がされている<sup>11</sup>。

### (2) 二次被害

被害者等に少年審判の傍聴を認めると、被害者等が審判における少年の言動に傷つくと

いう二次被害が発生するおそれがあることが問題とされている。この点については、傍聴により被害者がどのような感情を抱くかは個々の事件によって異なる上、傍聴は被害者等の申出によって許可されるものであるから、そのようなことを覚悟の上で傍聴を希望する被害者等が存在することを考えるならば、そのようなおそれがあるとの理由で傍聴を一切認めないとするのは妥当でないとの反論がされている<sup>12</sup>。

### (3) 審判の時期

少年事件は事件から間もないうちに審判が開かれ、そのような時期に被害者等が審判を傍聴しても、被害者等と少年の双方が心の整理もついていない状態で対面することになれば、将来的に修復可能であったかもしれない両者の関係はかえってこじれるばかりになってしまうといった問題点の指摘がみられる。これについては、平成12年改正による意見陳述制度の導入の際にも議論があったところであるが、実際導入してみたところ、審判期日における意見陳述を比較的多くの被害者等が選択し、弊害は生じていないのではないかといった意見もある<sup>13</sup>。

### (4) 審判廷の狭さ

審判廷は狭いため<sup>14</sup>、被害者等の傍聴により、少年は間近なその存在に萎縮し、不安、恐怖の念から話をしにくくなるばかりか、トラブル発生の懸念も指摘されている。これについては、ほかの広い部屋を用いたり、新たに別室を作ればよい等の反論もあり得るが、そもそも懇切を旨として、和やかに行うべく(少年法22条1項)、同じ目線で、近接した距離で少年に語りかける形で進行する少年審判の特質等から、単に広い部屋を使用すればいいという問題であろうかというジレンマがある。

### (5) 触法少年事件

14歳未満のいわゆる触法少年の事件を傍聴の対象にすることについては議論がある。被害者等にとってみれば、当然のことながら被害は少年の年齢によって変わるものではないし、触法少年の事件は、検察官送致されて刑事裁判となる可能性がないために、少年審判が傍聴できる唯一の機会であることからその必要性が高いとして、法案においては触法少年の事件についても傍聴の対象とされている<sup>15</sup>。

### (6) その他

このほか、モニターを通して被害者等が少年審判を別室で傍聴することを認めることの是非、裁判長の許可により「少年の親族、教員その他相当と認める者」の少年審判への在席を認める少年審判規則29条を根拠に被害者等の少年審判傍聴を認めていけばよいとする議論の当否、被害者等による少年審判の傍聴が裁判官の審理運営に与える影響、傍聴者等に守秘義務等の義務違反があった場合の罰則の必要性等が問題とされている。

#### 4. むすび

少年犯罪の被害者等は、たまたま加害者が少年であるということだけで、加害者が少年審判においてどのようなことを話し、その保護者が、付添人がどのようなことを話し、裁判官、調査官はそれに対してどのように対応したのが直接見聞きしたいという思いを法により遮断されてきた。法案は、このような被害者等の思いに一定の範囲で応えようとするものである。平成 12 年の改正法により、被害者等は初めて意見陳述という形で審判廷に入ることができる機会を得た。ただし、その実態において、審判の途中で入室し、予め用意した原稿を読み上げ、読み終わると退室を促されるといった形で手続が進行し、今なお被害者等は、少年審判においては事件の当事者でありながら証人的扱いがされているに等しいともみられる。的確な意見を裁判官に伝えるためには、意見陳述をする前提として少年審判を傍聴し、直接少年の言動や、保護者等の話す内容を見聞きしておきたいとの被害者等の思いも強い。

少年審判はもとより非公開とされていることから、その実務の実際については国民にイメージしづらいものとなっている。少年審判は裁判官による教育の場として、その場に入ることができるのは少年の更生についての協力者のみに限られており、審判廷という場所も、その手続も、基本的にそれ以外の第三者の存在を予定してこなかった。その意味で、被害者等の傍聴は、従来のこの枠組について変容を迫るものといえる。この点、弁護士をはじめ少年審判の実務に携わる実務家や少年審判を知る研究者の中で、少年審判を被害者等が直接傍聴することにつき異を唱える者も多い<sup>16</sup>。

犯罪被害者等基本法・基本計画により少年法の枠組はすでに変容されたのか、この枠組を変容させてでも被害者等の利益を保護すべきであるという基本的な考えを受け入れることが妥当であるのか、少年審判の実際を知る実務家等の意見をも参考にしながら、慎重な検討が必要となろう。

---

1 平成 12 年にはいわゆる犯罪被害者保護二法の成立により、被害者等による意見陳述、被害者等の優先傍聴、被害者等による公判記録の閲覧・謄写等の措置が認められ、平成 19 年には、刑事訴訟法の改正により、犯罪被害者等が刑事裁判に参加し、その刑事裁判の結果を利用して、加害者に対して損害賠償請求をすることができる制度等が創設されている。

2 平成 12 年の少年法改正は、(1)少年事件の処分等の在り方の見直し、(2)少年事件の事実認定手続の適正化、(3)少年事件の被害者への配慮の充実の三つの項目を柱とする大幅な改正であった。

3 平成 12 年の少年法改正における国会審議においても、本法案の柱である被害者等による少年審判傍聴制度につき論議がされていた。第 150 回国会参議院法務委員会会議録第 7 号 18 頁(平 12.11.16)、第 150 回国会衆議院法務委員会会議録第 2 号 11 頁(平 12.10.10)

しかし、その導入は見送られ、これに関連して、参議院においては、少年司法における被害者への配慮に関する附帯決議として、第 8 項に「被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。」という項目を置いていた。

4 高井康行、番敦子『犯罪被害者保護法制解説』(三省堂 平 17.11) 2 頁

5 法制審議会少年法(犯罪被害者関係)部会 第 1 回会議(平成 19 年 12 月 13 日開催)議事録  
< <http://www.moj.go.jp/SHINGI2/071213-1-1.pdf> >

- 同第2回会議（平成19年12月21日開催）議事録  
< <http://www.moj.go.jp/SHINGI2/071221-1-1.pdf> >
- 同第3回会議（平成20年1月10日開催）議事録  
< <http://www.moj.go.jp/SHINGI2/080110-1-1.pdf> >
- 同第4回会議（平成20年1月25日開催）議事録  
< <http://www.moj.go.jp/SHINGI2/080125-1-1.pdf> >
- 6 同第1回会議議事録19頁、同第2回会議議事録41頁参照
- 7 同第1回会議議事録21頁参照
- 8 同第3回会議議事録15頁参照
- 9 平成19年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、一般刑事事件の公判記録の閲覧・謄写については、先行して要件が緩和されている。
- 10 少年法37条の規定は、少年の福祉を害する成人の刑事事件が、少年事件の取調べの過程で発見される場合が多く、証拠関係も当該少年事件と共通することが多い等の理由から設けられたとされる。しかし、その対象事件とそれ以外の刑事事件が、家庭裁判所と地方裁判所又は簡易裁判所に別々に公訴提起された場合において、審理期間が長引いたり、併合審理がなされた場合とは異なる刑が言い渡される場合があることや、また、このような事件について、家庭裁判所に起訴されることで、略式命令（検察官の請求により、100万円以下の罰金又は科料を科す簡易裁判所で行う手続、刑事訴訟法461条）による処理ができなくなるという不都合が指摘されていた（上記法制審議会部会第1回会議議事録5頁参照）。
- 11 少年法改正案に関するポイントQ&A Q3参照 < <http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji43.pdf> >
- 12 同上 Q4参照
- 13 上記法制審議会部会第2回会議議事録36頁参照
- 14 東京家裁合議用の審判廷の広さで約35平米。なお、同第2回会議議事録26頁参照
- 15 同第1回会議議事録20頁、同第2回会議議事録44頁、同第3回会議議事録42頁、同第4回会議議事録6頁以下参照
- 16 「犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書」日本弁護士連合会  
< [http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/071121\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/071121_2.html) >  
法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会の要綱採択に関する会長談話  
< [http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/080125\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/080125_2.html) >  
『東京新聞』（平19.11.30）『読売新聞』（平20.3.14）